

介護職員初任者研修（通学）課程学則

（事業者の名称・所在地・研修の名称）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する

本部：社会福祉法人わたり福祉会

福島県福島市飯坂町平野字小深田1番地5号

研修の名称：社会福祉法人わたり福祉会介護職員初任者研修

（目的）

第2条 研修を通し「生きる意欲を引き出す」介護・福祉・医療を学び、共に支えあって生きる介護職員を養成する。

（事業内容）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を行う。

介護保険法施行令に基づく介護員養成研修介護職員初任者研修課程（通学）

（研修場所）

第4条 研修の実施場所は以下の通りとする。

講義及び演習の実施場所

特別養護老人ホームはなしのぶ

福島県福島市平石字堰ノ上3番地

実習の実施場所

実習施設一覧参照

（カリキュラム及び講師等）

第5条 研修日程表参照。

（研修期間）

第6条 研修期間は3ヶ月とする。

(受講費用)

第7条 研修参加費は下記の通りとする。

受講料 無料 テキスト代込 (テキスト：初任者研修課程テキスト 株式会社日本医療企画)

※ただし受講補償金として10,000円預り、研修修了者には返金する。退校した場合、返金は行なわない。

(受講者の募集)

第8条 福島県知事の指定を受けずに受講生の募集は行わない。また、募集の際は社会福祉法人わたり福祉会の介護関連事業所にて申込書を受け取り、事務局へ提出すること。

(受講資格・募集定員)

第9条 全課程を出席できるやる気のある方。

1研修当たりの募集定員は、30名とする。

(受講申込手続・本人確認の方法)

第10条 受講を希望するものは、締め切り期限までに必要書類を提出し必要な受講申込手続きを完了しなければならない。受講申込書は事務局へ本人の持参によって受付し、その際に運転免許証や健康保険証等の提示により本人確認を行う。

(出欠・遅刻・早退の取扱い)

第11条 受講生の出欠・遅刻・早退の管理は事務局及び当該研修担当講師が行う。

[出欠等の確認]

第1項 講義（実技演習含む）における出欠確認は、事務局の作成する出席簿を使用し、各講義開始前及び終了時に受講生の人数を確認し、出欠簿に出欠等を記入する。

[欠席者の取扱い]

第2項 理由の如何に関わらず、遅刻・早退した場合は欠席とする。

(2) 病気等の理由により、他受講者へ影響を及ぼす可能性がある場合、事務局は出席停止もしくは退席を指示することがある。

[補講の取扱い]

第3項 第2項(2)及び、やむを得ない事情があり、欠席した場合には当該科目について補講を受けるものとする。研修期間内に補講を受講することにより、当該科目を修了したものとみなす。

(2) 当該事業者が実施する補講費用は別途徴収する。一講義当たり1,000円

(修了の日程と修了証明書)

第12条 修了の認定は第5条に定めるカリキュラムを全て履修し、かつ別途定める修了判定基準を満たす受講生に対して、福島県介護員養成研修事業実施要綱に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を発行する。

(修了の評価方法)

第13条 全科目を履修し、演習にて介護技術の習得が認定された者に対して1時間以上の修了評価試験(筆記試験)を行い、認定基準に達した者には修了証明書を交付する。

なお、修了評価試験に要する時間はカリキュラムの時間数には含まない。

介護職員初任者研修における目標、評価の指針に定める「列挙できる」「実施できる」レベルを合格ラインとし、各科目の到達目標・評価・内容において各科目に定める「ねらい」に沿って認定基準に定める。

また、各科目の到達目標・評価の基準も参考に確認を行うものとする。

<修了評価試験の評価を行う者および認定基準>

評価については、当該担当講師が行うものとする。

修了評価試験に関しては、100点満点中70点以上を合格とし認定する。技術の習得に関しては、演習において行った程度の技術を習得しているか合格・不合格の2区分で評価を行い合格の者を認定する。

<演習の評価を行う者および認定基準>

「9こころとからだのしくみと生活支援技術」においては実技演習についても習得した技術を確認する。一連の介護動作について実技課題を提示し、技術が根拠に基づいており、かつA「一人で言うことができる」、B「簡単な助言は必要だが、一人で言うことができる」、C「一人で言うことができない」で評価し、A、Bを合格とする。評価は担当講師が行う。その他の科目において演習を行った場合にも実技演習と同様の認定基準により評価を行う。

<実習の評価を行う者および認定基準>

実習については各実習先で実習担当者がチェック項目に基づき、「できる」「できない」で評価し、施設見学についてはすべての項目ができる、介護実習についてはできるが7割以上で認定する。

修了時の評価基準に対し、習得が不十分な場合には基準を満たすまで再評価を行う。

(修了の認定方法)

第14条 修了を認定したものには、修了証明書を交付する。

(解約条件・返金の有無)

第15条 受講者からの解約については、直接の連絡を必須とする。

受講決定後の返金については、基本的に行わない。

(苦情相談窓口・連絡先)

第16条 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

【法人の相談窓口・連絡先】

社会福祉法人わたり福祉会
専務理事：板橋修 TEL024-542-8755

【事業所の相談窓口・連絡先】

社会福祉法人わたり福祉会
総務部：高橋雄史 TEL024-542-8755

(課程編成責任者および問い合わせ窓口)

第17条 本課程の課程編成責任者および問合せ窓口は以下の通りとする。

【本課程の課程編成責任者】

社会福祉法人わたり福祉会
総務部：高橋雄史

【問い合わせ窓口】

社会福祉法人わたり福祉会
介護老人保健施設はなひらの内
介護職員初任者研修担当事務局：高橋雄史

(個人情報管理)

第18条 受講生から知りえた個人情報については、適正な管理のもと、外部に流出しないよう厳重に管理する。なお研修修了者は、福島県の管理する修了者名簿に記載される。

(その他)

第19条 退校処分について。受講生は受講中（実技演習含む）において、講師の指示に従うものとする。公序良俗に反する言動、授業妨害など学習環境に悪影響を及ぼす者が注意に従わない場合には、講師等は当該受講生に対し退席を命じる（欠席扱い）ことができ、その後も改善の見込みがないと判断され修了の見込みもないと認められる者に対しては、受講を取り消すことができる。また、受講期間における出席率が全授業時間の80%を下回った時点にて退校処分とする。

第20条 修了証明書再発行について：再発行時には、第10条と同様に運転免許証や健康保険証等の提示により本人確認を行う。また、再発行費用として500円徴収する。

第21条 本学則にて対応できないときにおいては福島県保健福祉部社会福祉課と協議するものとする。

(附則) 本学則は平成 25 年 4 月 1 日施行とする。

(附則) 本学則は平成 26 年 4 月 1 日施行とする。

(附則) 本学則は平成 27 年 4 月 1 日施行とする。

(附則) 本学則は平成 28 年 5 月 27 日施行とする。

(附則) 本学則は平成 30 年 5 月 7 日施行とする。

(附則) 本学則は令和 1 年 5 月 28 日施行とする。